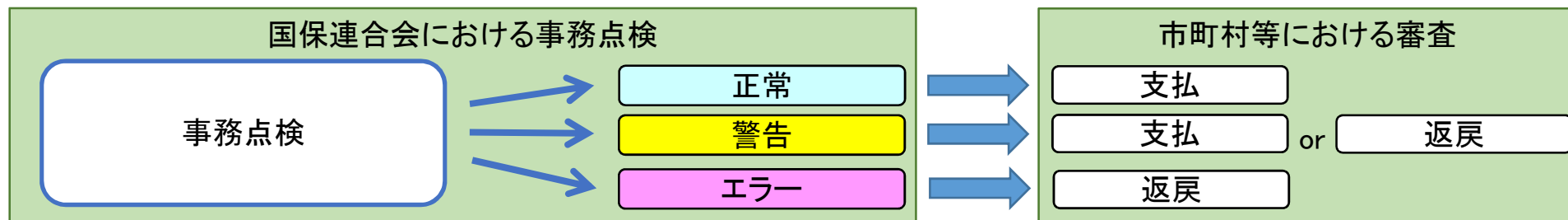


国保連合会における一次審査と市町村等における二次審査

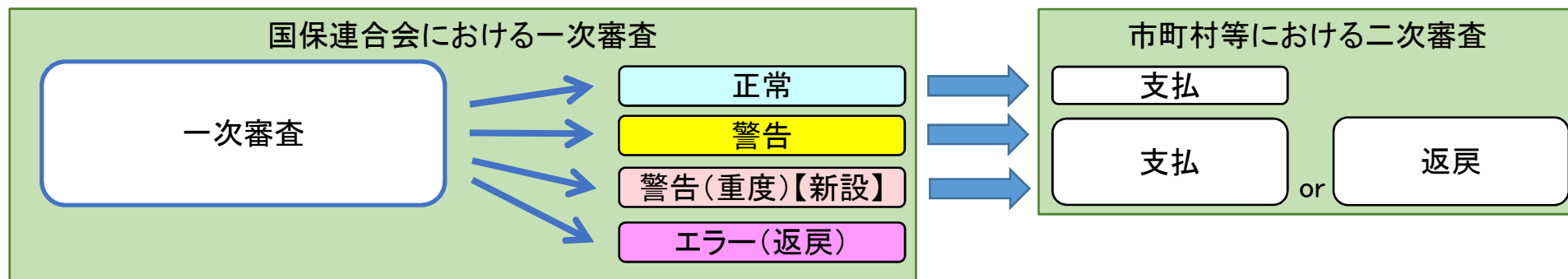
別添2

○ 審査支払事務の見直しによる国保連合会の一次審査と市町村等の二次審査の概要は、以下のとおり。

【改正法施行以前】



【改正法施行以降】



○ 審査支払事務の見直しにより、国保連合会にて新たに実施する内容は、以下のとおり。

実施項目	国保連合会にて新たに実施する内容
「警告」から「エラー(返戻)」への移行	事業所からの届出内容や受給者の支給決定内容との不一致等、これまで「警告」とし、市町村にて審査していたもののうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保連合会の審査で「エラー(返戻)」とする。
「警告(重度)」の追加	報酬の算定ルール上、市町村の個別の判断が必要となるものや複数事業所が関係し、機械的に判断ができないものなど、市町村の二次審査において確認が必要なものについて、「警告(重度)」と区分する。
審査内容の拡充	これまでの事務点検ではチェックを行わず、市町村の審査においてチェックしていたもののうち、機械的にチェックができるものについて、チェック内容を拡充する。 例: 同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック など
一次審査結果資料の作成	市町村における二次審査を効率的に行うことができるようにするため、帳票に出力する項目の追加やエラーメッセージをよりわかりやすい内容に見直す等、国保連合会の一次審査の結果として市町村に提供する資料の内容を充実する。